



近畿農政局撮影

バラ（薔薇） （京都府京都市）

「花の女王」と表現されるバラ（薔薇）は、ヨーロッパからアジアまで北半球に広く分布する植物です。

その多くは落葉低木ですが、中には常緑や半落葉のものなどがあります。

京都府立植物園には、洋風庭園からつづくバラ園で比叡山を背景に、京都に因んだ高雄、大文字、桃色の桃山、鮮やかな赤色の貴船など約250種・約2000株のバラが植えられ、色とりどりの花を咲かせています。

バラ園の隣には芝生広場があり、お子さんを連れてご家族やカップルなど多数の方が花と緑の中でのんびりとした時間を楽しんでいます。

◆◆ 主な内容 ◆◆

【インフォメーション】

- ・訪日外国人に日本の食・食文化の魅力を伝える「食」体験コンテンツを大募集！
～「食かけるプライズ2023」募集中！～

近畿農政局からのお知らせ

- ・統計情報 作物統計調査 令和4年産みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量（和歌山県）

和歌山県拠点からのお知らせ

- ・那智勝浦町小阪の棚田で田植え体験イベントが行われました！

【トピックス】

- ・「令和5年度 農薬危害防止運動」の実施

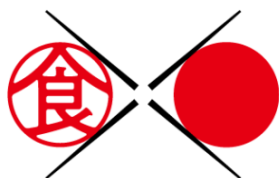
公式SNS



←農林水産省公式Facebook、Twitter及びYouTubeは、近畿農政局ホームページからもアクセスできます。

新鮮mini情報のバックナンバーは、「近畿農政局 ミニ情報」で検索できます。

訪日外国人に日本の食・食文化の魅力を伝える 「食」体験コンテンツを大募集！



食かけるプロジェクト

～「食かけるプライズ2023」募集中！～

農林水産省は、訪日中に食に関わる体験をした外国人が帰国後も本国に
いながら日本の食を体験できるような環境整備を図り、日本産農林水産物・
食品の輸出拡大につなげていく「食かけるプロジェクト」を推進しています。

本プロジェクトの一環として、日本各地の食を異分野と掛け合わせた魅力
的な体験事例を表彰する「食かけるプライズ2023」の募集を行っています。

世界の訪日ニーズに応え、水際対策が緩和されたことを受け、来たるべき外国人観光客の訪日を見据え、
プロジェクトを実施しています。

応募期間：2023年5月12日（金） ～ 2023年7月7日（金）

募集内容：

- ・訪日外国人向けの事業者が提供する、これまでに商品化（販売）されている日本の食・食文化を
深く知ることができる食体験。
 - ・商品化（販売）を検討している事業者がファムトリップ（※）等で提供したことがある日本の食・
食文化を深く知ることができる食体験。
- （※）ファムトリップ：観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行事業者やインフルエンサー、メディア
などを対象に現地視察してもらつツアーのこと。

賞（10社程度）

- ・食かける大賞（1社）、食かける賞（数社）、ネクストブレイク賞（数社）

※ ネクストブレイク賞は、商品化されていない食体験から選定

受賞メリット（副賞）

受賞した食体験には以下の副賞を予定しています。

※ 受賞した賞の種類及び体験内容によっては該当しないものもあります。

- ・PR動画の制作（1分程度）
- ・訪日外国人向け旅行商品販売サイト等における情報発信
- ・体験コンテンツを商品化するための専門家等の派遣
- ・体験商品・コンテンツに関する農林水産物・食品の輸出商品化に
向けた磨き上げ、販路開拓支援及び越境ECへの掲載支援
- ・食体験の先進事例発表会での紹介

【食かける賞】

発酵を極める旅
～味噌・醤油から
寿司の起源「鮒寿司」まで～
【株式会社平和堂】（滋賀県）



「酒」「醤油」「酢」「味噌」「鮒寿司」な
ど多様な発酵食品を培ってきた滋賀県
高島。「発酵するまち、高島」を舞台に、
発酵を学び、発酵を体験し、発酵食フ
ルコースを食す「発酵を極める旅」を提
供する。



**食かけるプライズ2022「食かける賞」受賞
（滋賀県：株式会社平和堂）**

応募方法

本プロジェクト公式サイトにある「専用応募フォーム」から、
必要事項を添付及び入力して応募してください。

応募専用フォーム：

<https://www.eatmeetjapan.jp/entry>



主催：農林水産省

お問合せ先：食かけるプロジェクト&
SAVOR JAPAN事務局

TEL：0570-04-3001

E-Mail：info@eat-meet-japan.jp

（開局時間：平日/10:00～18:00）

詳しくはこちら（公式サイト）

<https://www.eatmeetjapan.jp>

事業実施者：株式会社JTB

担当者：猪鼻 電話番号：03-6628-4790



農政局からの お知らせ

統計情報

◆作物統計調査

令和4年産みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量（和歌山県）

【調査結果】

1 結果樹面積（和歌山県）

結果樹面積は、6,720haで、前年産に比べ60ha（1%）減少しました。

これは、生産者の高齢化の労力事情により急傾斜地で廃園があったこと等によります。

2 10a当たり収量（和歌山県）

10a当たり収量は、2,270kgで、前年産に比べ90kg（4%）上回りました。

これは、果実の肥大は前年産並みであったものの、着花数が多くなったことから結果数が前年産に比べ増加したこと等によります。

3 収穫量及び出荷量（和歌山県）

収穫量は、15万2,500tで、前年産に比べ4,700t（3%）増加しました。

出荷量は、13万7,900tで、前年産に比べ4,300t（3%）増加しました。

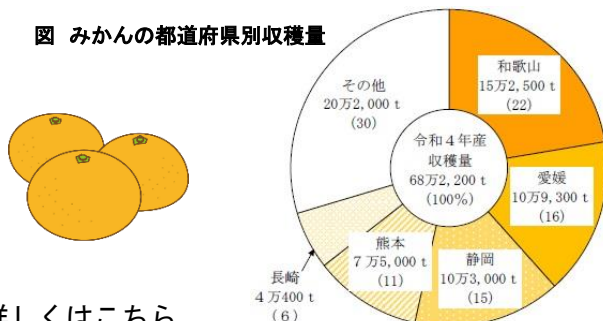
なお、収穫量は平成16年産から19年連続全国1位となっており、全国の22%を占めています。

表 みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量

区分	単位	令和4年産	前年産との比較	
			対差	増減率 %
全国				
結果樹面積	ha	36,200	△ 800	△ 2
10a当たり収量	kg	1,880	△ 140	△ 7
収穫量	t	682,200	△ 66,800	△ 9
出荷量	t	613,000	△ 63,900	△ 9
和歌山				
結果樹面積	ha	6,720	△ 60	△ 1
10a当たり収量	kg	2,270	90	4
収穫量	t	152,500	4,700	3
出荷量	t	137,900	4,300	3



図 みかんの都道府県別収穫量



詳しくはこちら
（近畿農政局ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/kinki/toukei/toukeikikaku/yotei/2023.html#y0517>



和歌山県拠点 からのお知らせ

◆那智勝浦町小阪の棚田で田植え体験イベントが行われました！

令和5年5月21日（日）、那智勝浦町小阪の米作り体験農場で「棚田をを守ろう会」主催の田植え体験イベントが開催され、「棚田をを守ろう会」の会員、スタッフのほか、県内外からの一般参加者あわせて100名近い方が集まり、田植えが行われました。当日は天候に恵まれ、それほど暑くもない田植え日和の中、体験農場は約80枚、40aの田がありますが、予定より早く昼前には田植えを終えることができました。

【小阪の棚田 米作り体験農場】



「棚田をを守ろう会」は日本の山村文化の象徴である「棚田」を耕し、山村で暮らす人々が誇りを持って生きていける社会を目指す集団（「棚田をを守ろう会」HPより）として活動しており、今年の年間予定では、7月2日に田の草取り、9月10日に稲刈りのほか、11月19日に餅つき・しめ縄作りなどのイベントが計画されています。詳しくは「棚田をを守ろう会」のHPをご参照ください。



<http://www.zb.ztv.ne.jp/tanada/>

また、本年11月18～19日には「第28回全国棚田（千枚田）サミットin那智勝浦」が開催されます。当拠点もサミットの開催に向けた広報活動をサポートしていくこととしています。

【田植えの様子】



「令和5年度 農薬危害防止運動」の実施

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施します。

農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える6月から8月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

令和5年度は、運動のテーマを「守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況」と設定し、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺の環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

実施期間

原則として、令和5年6月1日（木曜日）から8月31日（木曜日）までの3か月間。

実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

- (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

重点指導項目

右のポスターの項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導することとします。

実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体です。また、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進します。

お問合せ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
担当者：濱砂、上野
TEL: 03-3501-3965

詳しくはこちら

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/230428.html>



農林水産省近畿農政局

近畿農政局 HP →



企画調整室	〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)451-9161
滋賀県拠点	〒520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6F	TEL(077)522-4261
京都府拠点	〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)414-9015
大阪府拠点	〒540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6F	TEL(06)6943-9691
兵庫県拠点	〒650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎4F	TEL(078)331-9941
奈良県拠点	〒630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎3F	TEL(0742)32-1870
和歌山県拠点	〒640-8143	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5F	TEL(073)436-3831

近畿農政局
メールマガジン

